

社会福祉法人 九度山町社会福祉協議会
令和8年度ささえあい活動実施団体助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身近な地域で、誰もが安心して生きがいをもって生活を送ることができる地域づくりを目指して、地域の住民が自主的に参加して活動する団体に対して助成金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体等)

第2条 助成対象団体は、地域において助成の目的に沿った活動を行っている、個人が任意で参加するボランティアグループであること。なお、反社会的勢力、及び反社会的勢力に関係すると認められている団体からの申請は受け付けられません。

(助成対象事業)

第3条 次に掲げる事業活動に対して助成をおこなう。

- (1) 高齢者等への声掛け、見守り活動
- (2) 高齢者等の生活支援（移送も含む）活動
- (3) 地域住民の世代間交流活動等
- (4) その他必要に応じた地域の支えあい活動への援助活動

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するときは、助成金の交付対象としない。

- (1) 町等、公的機関から補助金、助成金、委託金等をうけている事業。ただし、別事業、助成金の用途内容が別会計と明確になっているとみなしうる場合は、この限りではない。
- (2) 収益、営利を目的とする団体
- (3) 特定の政治または宗教活動および主義主張の浸透を目的とする団体

(助成金)

第4条 該当年度の予算総額は上限15万円とし、1団体5万円以内を限度とし予算の範囲で助成する。

(助成対象経費)

第5条 助成対象事業を実施するために必要な以下の経費で、他の助成金や利用料で賄えない経費とする。

- (1) 消耗品費（事業に必要な材料費や消耗品、事務用品等の消耗品、衛生用品等）
- (2) 印刷製本費（事業の啓発に必要なチラシ・ポスターの印刷代、会議等に必要な資料等の印刷代等）
- (3) 使用料及び賃借料（事業の実施または会議開催に必要な会場使用料、光熱水

費等)

- (4) 備品購入費 (事業に必要な備品の購入費)
- (5) 通信運搬費 (事業や会議の案内に必要な切手、はがき代等)
- (6) その他 (ボランティア保険等)

※但し、以下の費用は助成対象としない。

- ・職員、構成員の person 費、飲食費等
- ・その他助成事業に直接結びつかない費用

(助成申請手続き)

第6条 団体が、助成を受けようとするときは、ささえあい活動助成金交付申請書 (様式第1号) を社会福祉法人九度山町社会福祉協議会 (以下、「社協」という。) に申請しなければならない。

2 助成金交付申請書の募集期間は令和8年5月25日(月)~令和8年7月31日(金)とする。但し、募集期間内に応募団体が上限を満たない場合は、募集期間を適宜延長する。

3 この要綱による助成申請は、原則として一会計年度につき1団体1申請とする。

4 助成の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの一会計年度とする。

(助成金額の決定および通知)

第7条 助成金額の決定は、当該申請に係る書類を審査し、交付すべきと認めるときはその額を決定し、団体に通知するものとする。

2 社協は、その助成金交付の公平性を図るため、必要に応じてその申請に対する助成の可否について、関係機関および組織に諮ることができる。

3 社協は、申請団体の活動状況について、必要に応じて聞き取り調査を行うことができる。

(助成金の実績報告)

第8条 団体の代表者は、助成事業の執行状況について、年度終了後にすみやかにささえあい活動助成金事業報告書 (様式第2号) により報告しなければならない。

(決定の取り消し)

第9条 次の各号に該当したときは、助成金の交付決定の全額または一部を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成対象事業が年度内に実施できなかったとき。

(4) その他、この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第10条 前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、書面により社協に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。